

子ども・子育て支援新制度の実施に係る条例について(法令により条例制定が義務付けられているもの)

資料-5

番号	項目	根拠条文	提案議会 (予定)	概要	規定する内容	国の対応方針 参照ホームページ
1	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の16第1項		地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の認可基準を定める。	<p>*従うべき基準 職員の資格、員数等</p> <p>*参酌すべき基準 設備、面積、給食、連携施設等</p>	http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260124/pdf/s4.pdf
2	留守家庭児童育成クラブ事業の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の8の2第1項	平成26年6月 または9月	留守家庭児童育成クラブ事業(放課後児童健全育成事業・学童保育)の認可基準を定める。	<p>*従うべき基準 従事する者、員数等</p> <p>*参酌すべき基準 児童の集団の規模、施設、設備、開所日数、開所時間等</p>	http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260124/pdf/s6.pdf
3	教育・保育事業、地域型保育事業の運営基準	子ども・子育て支援法第34条第2項 子ども・子育て支援法第46条第2項		施設型給付費の給付対象として確認を受ける施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び地域型保育給付費の給付対象として確認を受ける施設(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の運営基準を定める。	<p>*従うべき基準 利用定員等</p> <p>*参酌すべき基準 利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理・運営等に関する基準、撤退時の基準等</p>	http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h260124/pdf/s2.pdf

*「国の対応方針参照ホームページ」は、地方自治体担当者向けの「子ども・子育て支援新制度説明会(平成26年1月24日開催)」での資料。
*上表以外に、「保育の支給認定基準」などに関する条例の制定等が必要となる場合があります。